

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月11日

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長

塚本 禎 宏

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 分館地下連絡通路整備検討業務
- (2) 対象施設場所 東京都千代田区永田町1-7-1
- (3) 業 務 内 容 本業務は、本館と分館との地下連絡通路についてバリアフリー化をはかるため、既存建物・既存排水管等を調査し、既存エレベーターを活用や増改築及び排水方法を含め検討し、改修案（図面・費用・工程計画等）を作成・提案するものである。
- (4) 業 務 期 間 契約締結日から平成24年1月31日まで
- (5) 業務は、入札時に「予定技術者の経験及び能力」、「業務実施方針及び手法」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参議院平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格認定において、参議院より参加希望業種「建設コンサルタント」について認定された者であること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 申請書の提出者に対する要件及び業務の実施に関する要件
- ① 本業務の主たる業務分野は、建築分野とする。主たる業務分野を再委託しないこと。
 - ② 業務の一部を再委託する場合の再委託先（協力事務所）が、参議院の建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合は、参議院から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予定技術者に関する要件
- ① 配置予定管理技術者は、一級建築士の資格を保有する者であること。
 - ② 配置予定主任担当技術者は、以下のいずれかの資格を保有する者であること。
 - 1) 建築の主任担当技術者
一級建築士、二級建築士
 - 2) 構造の主任担当技術者
一級建築士、二級建築士
 - 3) 機械設備の主任担当技術者
建築設備士、技術士（衛生工学部門）又は1級管工事施工管理技士
 - ③ 配置予定の担当技術者は、以下のいずれかの資格を保有する者であること。
 - 1) 建築の担当技術者
一級建築士、二級建築士
 - 2) 構造の担当技術者
一級建築士、二級建築士
 - 3) 電気設備の担当技術者
建築設備士、技術士（電気電子部門）、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士
 - 4) 機械設備の担当技術者
建築設備士、技術士（衛生工学部門）、1級管工事施工管理技士又は2級管工

事施工管理技士

- ④ 配置予定管理技術者及び記載を求める配置予定主任担当技術者（建築、構造、機械設備分野）は、それぞれ1名であること。なお、管理技術者と主任担当技術者（建築）は兼任してもよい。
 - ⑤ 配置予定の担当技術者は、原則、それぞれ1名以上とする。ただし、主任担当技術者の記載を求める分野（建築、構造、機械設備分野）において担当技術者を設けない場合は、配置しなくてもよいが、主任担当技術者の記載を求めない分野（電気設備分野）においては必ず配置すること。
 - ⑥ 配置予定管理技術者及び記載を求める配置予定主任技術者は、以下の同種業務又は類似業務に携わった実績があること。
 - 1) 本業務の同種業務及び類似業務とは下記に該当するものとする。なお、平成13年4月1日以降に業務が完了した実績とする。
 - (a) 同種業務 : 地下階に停止階を有するエレベータを含む建物の新築工事、増築工事又は改修工事（増築、改修は地下階部分を含むこと）の設計業務。
 - (b) 類似業務 : 地下階を含む建物の新築工事、増築工事又は改修工事（増築、改修は地下階部分を含むこと）の設計業務又は監理業務。
 - (6) 技術提案における「業務の実施方針及び手法」が適切であること。
 - (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「参議院所管の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等取扱いについて」（平成15年4月4日議長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。（業務の一部を再委託する場合の再委託先（協力事務所）の建設コンサルタントも含む。）
3. 総合評価に関する事項
- (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」と「技術」（「予定技術者の経験及び能力」及び「業務実施方針及び手法」）をもって入札に参加し、「価格」が予定価格の範囲内であり、かつ3.(2)

総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（２） 総合評価の方法

① 技術提案書の内容に応じ、下記1)、2)の評価項目ごとに評価を行い技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点は100点とする。

- 1) 予定技術者の経験及び能力
- 2) 業務実施方針及び手法

$$\text{技術評価点} = 100 \times (\text{技術点} / \text{技術点の満点})$$

② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

価格点は100点とし、価格評価点の最高点数は100点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②により得られた技術評価点と価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

④ 詳細は、入札説明書による。

4. 入札手続等

（１） 担当課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部営繕課契約係

電話03-3581-3111(内線2922)

（２） 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間：平成23年7月11日から平成23年8月1日まで

（ただし、土曜、日曜、祝日を除く）の午前10時から午後5時まで

交付場所：4（1）に同じ

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：平成23年7月11日から平成23年8月1日まで

（ただし、土曜、日曜、祝日を除く）の午前10時から午後5時まで

提出場所：4（1）に同じ 持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

平成23年8月23日 午前10時

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16

参議院第二別館東棟2階 営繕課・電気施設課会議室に持参すること。

5. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の技術者を配置しない事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。

(5) 手續における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 詳細は入札説明書による。